

『いちばんやさしい身近な人が亡くなった後の手続き・届け出』  
改正情報

2024年より1月から相続時精算課税制度が改正されたことを受け、下記の通り訂正させていただきます。

●225 ページ 表「暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較」

改正前)

	暦年課税	精算課税	相続税
課税	相続税課税	相続財産に合算の上相続税課税	相続税課税
贈与財産への相続税課税	相続開始前3年以内の贈与財産 (還付あり)	精算課税適用後の全ての贈与財産 (還付あり)	— (すでに納税している贈与税は還付)
小規模宅地等の適用	できない	できない	できる
遺産分割の対象	対象ではない	対象ではない	対象

改正後)

	暦年課税	精算課税	相続税
課税	相続税課税	相続財産に合算の上相続税課税	相続税課税
贈与財産への相続税課税	相続開始前3年以内の贈与財産 (還付なし)	精算課税適用後の全ての贈与財産 (還付あり)	—
小規模宅地等の適用	できない	できない	できる
遺産分割の対象	対象ではない	対象ではない	対象

●225 ページ MEMO 内の本文下から6行目

改正前) 贈与税の還付を受けることができます。

改正後) 相続税と相殺しきれない贈与税の還付を受けることはできません。

●225 ページ MEMO 内の男性の吹き出し

改正前) 相続税と贈与税のどちらも課税されては、たまったものではありませんからね

改正後) 暦年課税の贈与税は全額還付を受けられませんが、相続時精算課税であれば、全額還付を受けられます